

令和2年 第6回 教育委員会会議録	
1. 開会日時	令和2年6月25日(木) 午後1時30分
2. 場所	美津島地区公民館 2階 住民研修室
3. 出席委員	吉野委員、一宮委員、齋藤委員 (欠席 佐伯委員)
4. 出席者	永留教育長、阿比留教育部長、八島次長兼教育総務課長、吉野学校教育課長、庄司生涯学習課長 (欠席 川辺文化財課長)
5. 会議書記	扇課長補佐
6. 閉会日時	令和2年6月25日(木) 午後2時09分
7. 議 事	
日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期日程の決定
日程第 3	教育長諸報告
日程第 4	議案第19号 対馬市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則について
日程第 5	報告第10号 要保護及び準要保護児童生徒の認定等について
日程第 6	その他

永留教育長	<p>それでは、ただいまから令和2年第6回対馬市教育委員会会議を開会いたします。これから本日の会議を開きます。議事の進行につきましては、対馬市教育委員会会議規則等により進めたいと思います。</p> <p>では、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。今回の会議録署名委員は、一宮委員さんと齋藤委員さんを指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2「会議日程の決定」であります。お諮りします。本会議の会期は本日一日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声。
永留教育長	<p>「異議なし」のようです。したがって、会期は本日6月25日の一日といたします。会議運営につきましてご協力をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第3「教育長諸報告」を行います。資料の2ページをお願いします。</p> <p>5月29日に市長協議と入れておりますが、これは、ICT教育整備について、それからもう一点は、こども園のジオパワーシステム修繕について、この2点で市長と協議を行っております。</p> <p>それから、6月1日の定例校長会の中で夏季休業中の授業日設定を提起いたしまして決定をしております。8月24日から8月31日までの6日間、授業日の設定をいたしました。</p> <p>それからもう一つ、委員さん方にも報告をしたと思うんですけども、令和3年度から夏休みを短縮したいということも言っていたんですけども、今年度の夏休み中の授業日設定の件がありましたし、途中、9月入学ということが全国で話題に上がりましたので、ちょっと、そういうところでアンケートをとるのが、ちょっと、がちがちするんじゃないかなというふうに判断をして、これ保留にしております。</p> <p>それから、6月2日、8日、15日、それぞれ学校経営訪問とか新任校校長訪問をしております。</p> <p>それから、6月8日に特別支援教育連携会議というふうに書いておりますけれども、昨年度までは市教委が行う特別支援連携協議会とそれから、虹の原分教室が主催して行う特別支援教育連絡協議会というものが2つ組織あったわけですけども、この両組織とも対馬の中での特別支援教育の充実を目指して行っている協議会でしたので、今年度からのこの2つを統一しております。組織を統一して会長には対馬市の教育長、副会長には虹の原の校長になっていただいて、それ</p>

	<p>ぞれ会議を進めていくということにしております。</p> <p>それから、10日と11日に目標管理制度に関する面談を全校長に行っております。</p> <p>それから、13日、14日、これ、コロナ感染防止のために陸上大会は中止となりましたけれども、部活動の集大成である球技武道大会は会場を分散するとともに、感染対策を万全にして実施をしております。</p> <p>そこで、13日、14日が雨のために16日、17日、この2日間でテニスの試合を行っております。このテニスの試合中、ちょっとした事故がありまして、男子の決勝でけがをした子供と熱中症が疑われる子供が出ました。念のために救急搬送を行いましたけれども大事には至っておりません。</p> <p>それから、16日から市議会の定例会が始まりまして、22日、23日に一般質問がありました。市教委関係では、GIGAスクール構想に関する質問が1件、それからもう一件は巖原体育館の雨漏りについての質問がありました。</p> <p>以上で諸報告を終わります。報告事項について何か質疑等がありましたら、「その他」の項でお受けをしたいと思います。</p> <p>続きまして、日程第4、議案第19号「対馬市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則について」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
吉野課長	<p>それでは、議案第19号「対馬市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則について」ご説明をいたします。規則を本資料4ページに載せておりましたが、規則の協議等を行った結果、訂正箇所が出てまいりましたので別紙としてお配りをしております。規則については別紙としてお配りしている分をご覧ください。なお、申し訳ありませんが、また、訂正がありましたので、それをご説明いたします。お配りしている別紙の一番下の行になるんですけども、第2条の第2項の(3号)ですね。下から2行目から読みますと、直前の「1カ月、2カ月」の期間の後に「3カ月」という言葉を挿入していただいて「3カ月及び」の「3」を「4」に変えていただくようお願いいたします。もう一度申し上げます。「1カ月、」ですね。「2カ月、」その後に「3カ月、」を入れていただいて「4カ月及び5カ月」という形に訂正をお願いいたします。3カ月という言葉が抜けておりましたので申しわけありません。</p>
吉野委員	入っとるよ。

	4カ月が抜けてるんじゃない。
吉野課長	<p>そうですね。4カ月が抜けてるので「3カ月と4カ月及び5カ月」にすみません。</p> <p>それでは、説明に入ります。提案理由といたしましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行及び義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴い、対馬市立学校の教育職員の業務量の適切な管理、その他、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために制定する規則でございます。</p> <p>社会の変化に伴い、学校が抱える課題が複雑化、多様化する中で、教師の長時間勤務の実態は深刻な問題として捉えられ、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を実現するためには、働き方改革が急務であると考えられております。</p> <p>これら学校における働き方改革を進めるための取り組みの一環として、文科省は平成31年1月に公立学校の教師の勤務時間の条件に関するガイドラインにより、勤務時間の上限の目安時間を示しました。その後、提案理由でお話しました教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和元年12月に公布をされました。この中では、文部科学大臣が教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置に関する指針を定めると示され、先ほどのガイドラインの内容が新たに文部科学大臣の指針として定められ、法的な根拠を持つようになりました。</p> <p>また、その後、提案理由に述べた長崎県条例が改正され、今言った指針を参考にして教育職員のサービス監督を行う教育委員会が業務量の適切な管理の措置を講ずるものとし、規則で定めるとされました。これを受けまして、対馬市教職員のサービス監督権者であります対馬市教育委員会において、本規則を定めるに至ったものです。</p> <p>規則の内容について説明をいたします。第1条には趣旨を、第2条の第1項では、教育職員の業務量の適切な管理等を定め、いわゆる在校時間から勤務時間を除いた時間の範囲を1カ月において45時間、1年間において360時間としています。2項においては、通常予見することができず、一時的または突発的に勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合の上限を定めております。これは、1カ月において100時間未満、1年において720時間、直前の6カ月の平均が80時間、45時間を超えて業務を行う月数が6カ月間です。以上の規則のもとに、各小中学校が適切な業務量を管理できるよう指導してまいり</p>

	<p>ます。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます</p>
永留教育長	説明が終わりましたので、審議方よろしくお願ひします。質疑等ございませんでしょうか。
一宮委員	一宮です。部活動の時間は。
吉野課長	部活動も勤務時間になります。在校時間に入ります。
一宮委員	ということは、部活動も在校時間に入るので1カ月につき45時間以内。
吉野課長	<p>はい、非常に厳しいです。</p> <p>学校で扱うラインとしまして2時間か、朝早く来れば30分早く来ればその30分も入りますので、放課後1時間ですね。ですから非常に厳しい内容ではありますけれども、これに従って指導とともにいろんな措置を講じていかなければいけないということです。</p>
一宮委員	土日もある。
吉野課長	はい。土日に出た場合も業務になります。
吉野委員	教職員の方はもともと時間外手当というのがなくて普通の公務員よりもちょっと高い給与になります。これは給料的に、支障はないんですか。
吉野課長	はい。教職員の場合は通常、教職員調整額というのが時間外であってもこれでさせていただいております。その範囲内でいただいております。45時間、80時間、そこについて、教職員については発生しません。
永留教育長	補足をすれば、これ45時間の中で土曜日、日曜日、週休日は3時間以上すれば特殊勤務手当っていうのがある。
吉野委員	それが幾らかある。
永留教育長	それが幾らかあります。平常日は全くないです。
吉野委員	ということはやはり健康管理上よくないと。
吉野課長	究極の目的というのは、教職員の働き方改革によって教職員も余裕を持てたり、自分の人生を充実させながら、それを子供の教育に生かすためというのが目的でありますので、ただ、減らすという問題でもないんです。
永留教育長	こういうこともありましたので、令和3年度から夏休みを短縮して、今、平常日1日と週休日1日の部活休みのこれに加えて平常日に

	もう1日短縮をして部活をする。部活動を早く始めて早く終われるようにすれば少しこれの手助けになろうかなという思いがあって夏休みを短縮に取り組もうとしたんですけれどもね。
吉野委員	もう一ついいですか。ちょっと違うかもしれません。夏休みの短縮化というのは全国的な動向ですかね。コロナ対策だけじゃなくてももうやっぱり。
吉野課長	取り組んでいる市町もあるとは聞きますけども。
吉野委員	エアコン取りつける学校に限らずですね。
吉野課長	全国的にたくさんしてるという状況ではないようであります。してるところはあります。
吉野委員	先生の働き方改革に絡んで、夏休みの短縮というのは今後考えられることですか。
吉野課長	改革を含めてですね。
永留教育長	長崎県でも2市町ぐらい、もう去年、一昨年ぐらいからもうやっているとところはあります。
吉野課長	既に2学期制を組んでいるところはもともと7月から入ったり8月初めというところもあります。
永留教育長	ほかに質問、意見等はありませんでしょうか。
齋藤委員	一時的または突発的っていうのは、例えば、具体的にいうとどんなことですか。
吉野課長	例えば生徒指導上、どうしてもやらなきゃいけない場合があります。いろんな業務でどうしても処理しなきゃいけない業務が出てきたりとか、通常の業務以外にどうしてもその期間に処理しなければいけないことが出てきてもこれ以上超えないようにしなさいというのがこれになります。
一宮委員	生徒指導はこのままだと大変ですね。
吉野課長	さまざまな取り組みについては、島内で今やっているものでありますと、例えば、小学校で日課を変更して午前中5時間できたりするんですね。その分、放課後の時間を余裕持たせてやれますとか、校務支援システムも導入しておりますので、それはいろんなものを入力してそれを連動させて学校日誌に反映させたり、成績も管理できたり、保健日誌も反映されます。もちろん管理職等から働きかけるというような状況ではありますが、なかなかこれに沿って今すぐできるかという非常に厳しい状況ではあります。

永留教育長	これ、多分、現場が一番大変だと思うんですけどもね。ほんとに、世の流れをつかんでおかないといけないと思うんですけども、教職員の超過勤務によって精神疾患であるとか自殺等が増えてきたということが一番のこの見直しのスタートです。だからやはり超過勤務を減らしていかなければならないということからこういう決まりができてきておりますので。現実的には非常に厳しいと思います。特に中学校、部活動がありますのでね。
齋藤委員	例えばですね。部活動で外部コーチがもしつくなら、例えばもう2時間大丈夫とか、そういうところは。
吉野課長	そういうことになりますね。外部コーチがつけば職員がつかなくてもよくなるんで、その分だけ2時間仕事ができるということになりますね。
永留教育長	練習時間は長くはできないでしょ。 平常日であれば2時間で。
齋藤委員	2時間ですね。
永留教育長	週休日であれば3時間程度でやっていますので。
一宮委員	外部コーチを任命したら、もうその方に任せて教師はつかないんですか。
吉野課長	外部のコーチのとかって。部活動にも外部コーチをどんどん入れてというような考え方。
一宮委員	その間に教員は業務を遂行するという形にしたい。信頼する人にお任せ、後で顔出すとか。
永留教育長	対外試合の引率もできるようになりました。
一宮委員	大会の監督はやっぱり教員ですよ。
吉野委員	監督は学校の教員ですよ。クラブの監督は。
永留教育長	もちろん。
吉野課長	大きな学校であればそれで指導者が加わって、交代で指導できるようになります。市はなかなかそこまで。
永留教育長	これがきちんとした指導員といいます。部活動指導員っていう制度ができたんですよ。外部指導者と部活動指導員はちょっと性質が違います。部活動指導員だったらさっき言いましたように、日ごろの指導はもちろんですけども、そういう対外試合であっても引率もその部活動指導員の責任においてできるということになっております。ただ、そうなったときに部活動指導員を採用するのは各自治体ですの

	で、そういう手当であるとかそういうものの問題もまた出てくるだろうと思います。
吉野委員	元教員ということでもないんですね。
永留教育長	そういう条件はあります。
一宮委員	部活のそういうのは昔もありましたね、制度はですね。
永留教育長	外部指導者とか外部コーチじゃないですか。 これは2、3年前からです。
永留教育長	ほかに質疑等ないようですからこれから議案第19号を採決します。お諮りします。議案第19号「対馬市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
永留教育長	「異議なし」と認めます。よって議案第19号は原案のとおり可決されました。 続きまして、日程第5、報告第10号「要保護及び準要保護児童生徒の認定等について」を議題とします。事務局から報告をお願いします。
吉野課長	報告第10号「要保護及び準要保護児童生徒の認定について」報告をいたします。資料は7ページ、8ページをご覧ください。なお、校種別、学校別の児童生徒の氏名等につきましては、別にお配りしている資料をご参照ください。この資料につきましては、この会終了後に回収いたしますのでご了承ください。 今回は、令和2年4月1日現在の認定者数と令和2年5月1日現在で認定した要保護及び準要保護の人数を報告いたします。 小学校の準要保護認定者は、4月1日現在の認定者が149名、5月1日の新規認定者は5名で合計154名となっております。中学校の準要保護認定者は、4月1日現在の認定者が83名、5月1日の新規認定者は1名で合計84名となっております。 次に、要保護については、小学校の要保護認定者は、4月1日現在の認定者が10名、5月1日の新規認定者はありませんでした。中学校の要保護認定者は、4月1日現在の認定者が9名、5月1日の新規認定者はありませんでした。 以上です。
永留教育長	報告が終わりましたが、この件に関して質疑はありませんでしょうか。

吉野委員	5月1日になってるのは届け出が遅かったの？
吉野課長	4月1日現在は3月までに、2月とかわかってる分ですね。それで4月1日以降の申請等によるとしているのが5月1日のものですね。
吉野委員	これ、もう全くの新年度の新規ですね。
吉野課長	それ以降の認定ですね。1日以降に認定したものです。
永留教育長	<p>新入生徒は事前認定をしてます。4月1日に遡っての認定とかもありますのでね。</p> <p>じゃあ、ほかに質疑等ないようですから報告第10号「要保護及び準要保護児童生徒の認定等について」の報告は終了いたします。</p> <p>続きまして、これから日程第6「その他」の事項に移ります。</p> <p>まず初めに、各課の事業予定を報告させていただきたいと思えます。お手元に7月分の事業予定表を配付しておりますのでご覧ください。教育総務課から順に主な内容について報告をお願いします。</p>
八島次長	<p>それでは、教育総務課関係の事業予定について、説明いたします。</p> <p>まず、7月6日に対馬市総合戦略会議が開催されます。</p> <p>それから、7月20日に監査事務局によりまず決算審査を順次受けることになっております。</p> <p>続いては月間業務としましては、第2回の点検評価委員会を7月のうちに開催する予定としております。</p> <p>それから、8月に予定しております「島っ子体験留学」の準備作業。</p> <p>それから、9月の補正予算計上に対する準備作業等があります。</p> <p>以上です。</p>
永留教育長	学校教育課、お願いします。
吉野課長	<p>学校教育課について説明いたします。</p> <p>7月1日は、学校経営訪問で豆酙中にまいります。2日に特別支援連携協議会の実務者会議。3日が定例校長会。6日が定例教頭会です。8日は園長会を行います。13日が第2回の対馬市教育支援委員会です。14日、豆酙中、中間指導。15日、大船越中、中間指導、これは、研究指定を受けてる学校が指導主事等が出向いて指導するという機会になります。16日、第1回教科用図書選定委員会。20日が第1学期の終業式になります。22日、幼稚園校長会の主任研修会。22日が中学校の教育課程説明会を開催しております。</p> <p>以上です。</p>

永留教育長	次、生涯学習課、お願いします。
庄司課長	<p>それでは、生涯学習課の事業予定を報告します。</p> <p>まず、3日の金曜日に、西小学校区の放課後子ども教室の運営委員会を開催いたします。8日、水曜日に、12月に計画しております、じんけんのつどいの打ち合わせを法務局において人権擁護委員の方々と実施します。20日、教育総務課長が申しましたように、監査事務局によります決算審査の受ける予定です。</p> <p>月間業務としまして、秋季のイベントに向けた準備、そして、令和3年度から5年度の振興計画の作成、各施設の施設管理に取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
永留教育長	<p>文化財課に関しましては、ここに書いてあるのを参考にしてください。</p> <p>事業予定の報告が終わりましたが、この件に関して質疑はありませんでしょうか。</p>
永留教育長	庄司課長、生涯学習課関係の行事で7月ではないけれども、少年の主張大会が大きく変わりましたよね。審査員に入っているので、詳細を今言っておった方がいいと思います。
庄司課長	<p>例年、対馬少年の主張大会を2月の第4日曜日に開催をしておりましたがけれども、昨年度末の市の育成連の会議の中で、インフルエンザの流行とかいろいろなこと考えると、ちょっと時期をずらした方がいいのではないかということと、浅海中学校の閉校に伴いまして、市の中学校が12校になります。そして、今まで最大各町2名の12名ということで開催をしていたんですけれども、各中学校の代表から発表していただくということで、各町の大会をなくして市の大会一本にしてはどうかということで先日も育成連と協議をしまして、各中学校の方にアンケートをとりまして、その結果11月開催と2月開催というのが多かったんですけども、2月開催がバレーボールの中体会のシードを決める大会とか重なったり、そういう関係で何も支障がない11月に開催してはどうかということで、11月の第4週ということでしたんですけど、第4週になりますと暦によっては1週早くなる場合もあるので、第4週じゃなくて最終週ということはどうだろうかということで、もう一回各中学校の方に第4週でいいか、第3週でもいいかということで確認をとるようにしております。したがって、令和2年度から11月の第4週か最終週かというところで対馬少年の主張大会を開催するように、ただいま最終の変更につきまして協議と調</p>

	<p>整を行っているところでございます。今まで各町で行われておりました予選会はなくなりますが、各町によっては小学生とか高校生が町の大会に参加をされていたところもあるんですけども、その分は完全になくすということじゃなくて、できれば各町の文化まつり等のプログラムに入れていただいて発表の機会を確保できないかというところで、こちらの方についても今後調整をしていく予定としております。お知らせをしておきます。</p>
一宮委員	<p>中学校だけが1校ずつになって小学生は各町に。</p>
庄司課長	<p>そうですね。今までも小学生の市の大会ってなかったんです。それで大会ということではもうしないんですけども、発表会みたいな話で機会をつくってやろうかということですね、小学生につきましては。</p>
吉野委員	<p>中学生が各学校で選んでもらって一発の主張大会ですね。</p>
庄司課長	<p>そうですね。各学校1名の12名の参加です。</p>
吉野委員	<p>1名の12名。</p>
庄司課長	<p>各学校1名ですね。最大数はそれでも今までと変わらなくなりますので、開催は可能です。今までは、例えば、巖原町で巖原中学校の子は2名出たりということもあったんですけど、各中学校1名となりますと、うちの地元の学校の子が発表するからということで、観客、参加者の増加にもつながるのではないかと期待はしております。</p>
永留教育長	<p>別件でもう1件、委員さんたちも参加をしていただいておりますので、学校教育課長、子ども議会の件。</p>
吉野課長	<p>子ども議会につきましては、当初、8月23日を予定していたんですけども、教育長から話がありましたように、24日から一斉授業日が今年度ございますので、23日にすると非常に学校も子供も負担増になりますので、今年度は子ども議会を中止とすることに決定をしております。</p>
永留教育長	<p>ほかにありませんでしょうか。ないようでしたら、本日の会議はこれで終了いたしますが、次回の会議日程の件で事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>次回第7回の教育委員会会議ですけど、7月30日木曜日で行いたいと思います。よろしくお願いします。</p>
永留教育長	<p>それでは、次回の会議を7月30日木曜日に開催をいたします。後日、事務局から改めて詳細については通知をいたします。 これで本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。以上を</p>

	もちまして、令和2年第6回対馬市教育委員会会議を閉会します。お疲れさまでした。
--	---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委 員 (自署)

委 員 (自署)